

A Study on Cultural Resource Management Based on the Ecomuseum Concept

村上, 佳代
北海道大学観光学高等研究センター研究員

<https://doi.org/10.15017/19757>

出版情報 : 九州大学, 2010, 博士 (芸術工学) , 課程博士
バージョン :
権利関係 :

第1章 研究の枠組み

1.1 文化資源・文化遺産概念による資産の把握

1.1.1 本研究における「文化遺産」概念

これまで多くの地方自治体において、地域特性を生かしたまちづくりをおこなっていくため、地域の歴史や文化を象徴する、いわゆる周知の文化財（＝指定文化財）が活用され、一定の成果を挙げてきたといえる。しかし、その一方で、限りある予算の中で保護しなければならない指定文化財は、相対評価で選ばれるため、それからこぼれ落ちたものは、指定や選定を受けていないことで、簡単に壊されたり、改変されたり、忘れさられたり、大変なスピードで消失している¹⁾。それらは指定文化財にはなれなくとも、地域の歴史や文化を象徴しており、本来保護されるべきである。本研究の文化遺産による資産の把握という概念は、こうした認識のもとに誕生したものである。

本研究の言う文化遺産概念とは、「現代人として生きる我々（人類）にとっての存在価値が説明でき、その価値を子孫にも受け継がせたいと地域が思う、本質的価値

表1 石見銀山遺跡とその文化的景観の構成資産²⁾

1. 銀鉱山跡と鉱山町	2. 街道
A. 銀山柵内	A. 石見銀山街道鞆ヶ浦道
B. 代官所跡	B. 石見銀山街道温泉津・沖泊道
C. 矢滝城跡	
D. 矢筈城跡	
E. 石見城跡	3. 港と港町
F. 大森・銀山	A. 鞆ヶ浦
G. 宮ノ前	B. 沖泊
H. 熊谷家住宅	C. 温泉津
I. 羅漢寺五百羅漢	

を説明するためのストーリーとその価値を構成する有形・無形、動産・不動産のあらゆる要素から成り立つモノやコトの総体」である。ストーリーのままでは単なるストーリーであるが、ストーリーに基づいて、それを説明する文化資源（後述）が揃ったものを文化遺産と呼ぶ。つまり、世界遺産の登録名のような分かりやすいネーミングが付けられるものである。

具体的な例を挙げると、2007年に世界文化遺産に登録された「石見銀山遺跡とその文化的景観」は表1のような構成資産によって構成されているが、これらの構成資産は、「石見銀山遺跡とその文化的景観」というストーリーを説明するために必要なものであり、世界文化遺産では、この表1に示す1～3の構成資産の総体を「石見銀山遺跡とその文化的景観」という文化遺産と呼んでいる²⁾。本研究も同様、こうしたストーリーを構成する文化資源の集まりを文化遺産と呼ぶ。

こうしたストーリーに沿った地域の説明は、来訪者が地域を理解する際、分かり易いだけでなく、住民自身が来訪者へ解説する際も、伝えたいことを暗記するのではなく、語り易いものとなる。また、これまでの指定文化財をまわる観光では、時代や背景が異なるものをアクセスし易い順番で巡るのが主流であった。しかし、文化遺産という考え方は、ストーリーを重視するため、そのストーリーを説明するために必要なモノやコトを巡る。そのため、中には指定文化財になっていない文化資源を巡ることも珍しくない。指定文化財と文化資源の組み合わせも想定できるし、文化資源だけの組み合わせも想定できるのである。最も重要なことはストーリーをどれだけ構築できるかであり、実際それを観光ルートとして活用することを考慮すれば、ストーリー構築から、アクセスし易く、安全であるルートの考案、そして公開可能かの調整などを踏まえた上で、最も整合性がとれた文化資源とルートが文化遺産となる。

1.1.2 本研究における「文化資源」概念

(1) 文化資源概念の定義

文化遺産という考え方は、上で説明してきたように、指定や選定からこぼれ落ちた文化資源を最大限活用でき、そして分かり易く住民や来訪者に解説することができる考え方である。そうしたことから、文化遺産の構成要素となる文化資源は、以下に示す3つの点について、文化財保護法に則った周知の文化財よりも幅広い概念で捉えるべきだと考える。本研究がわざわざ「文化資源」と、異なる名称を用いて表現したいモノやコトは、こうした文化財保護法に則った周知の文化財よりも幅広い概念であることを区別するためである。

まず一点目は、相対評価で選ばれる指定文化財からはこぼれ落ちたが、同等の価値が認められるモノやコトまでも含むということである。つまり、国や自治体が、責任を持って限られた予算で保護しようとするれば、保護可能な分量の範囲で、より

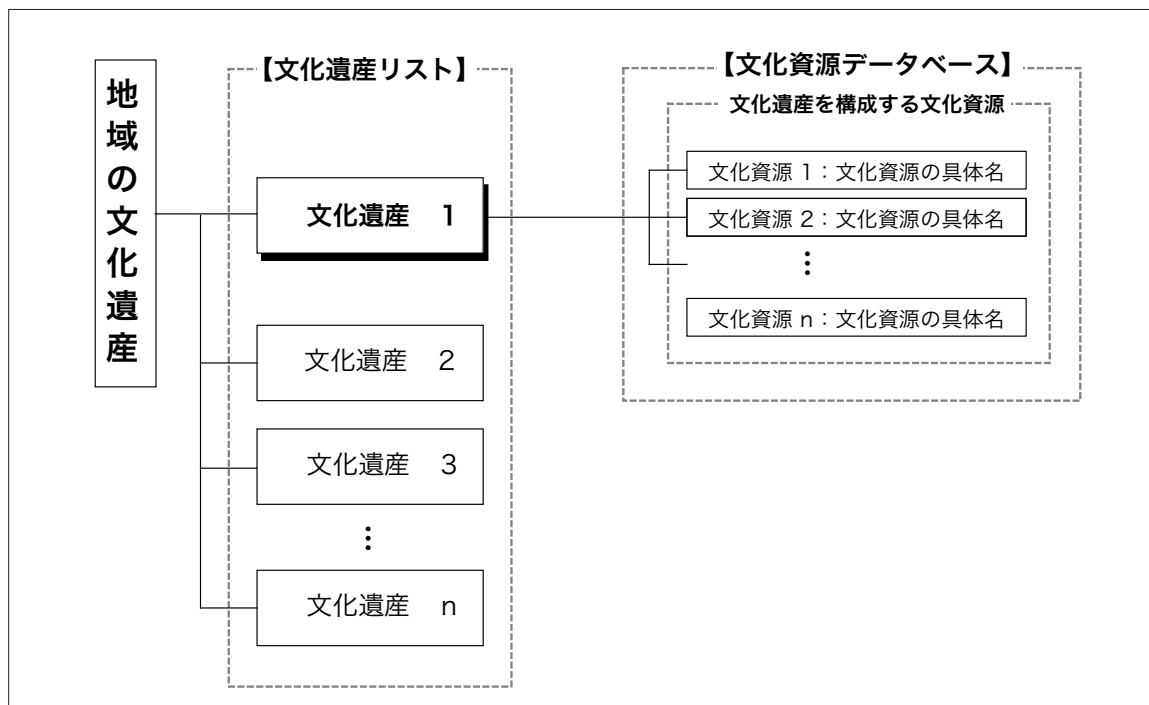


図1 文化遺産と文化資源の概念図、筆者一部修正 出典: 文18

すぐれたものから順に選別していく必要がある。しかし、保護責任を問われないのであれば、文化財保護法の第2条³⁾で述べられているような、「最も～」「唯一の～」「比類無く優れた～」といった基準をもつことは必ずしも必要ではなくなり、文化財と同等の価値が認められる文化資源がもっと多く顕在化されると考えられるのである。

次に二点目は、より古い時代のものに価値があるのではなく、極端に言えば、さほど時間が経っていないくとも、ある伝統的な工法で創られた文化資源が、当該地域を説明するために必要な資源であれば、地域の大切な文化資源と認めて良いという考え方である。つまり、一点目でも述べたように、国や自治体が、保護しなければならないという義務や金銭的な負担などを追わなくて良いのであれば、対象となる資源に対して、たとえば「50年以上経ったもの」であるといった時間的な制約をもつことは必ずしも必要ではなくなるのではないだろうか。

この50年以上という数字は、1996年6月に文化財保護法の改正がおこなわれ、建造物の「文化財登録制度」が誕生した際に、「原則として建設後50年を経過した建造物のうちから登録をおこなう」³⁾ということが決定したことから示されるようになった。この「建設後50年を経過した建造物のうちから…」³⁾という表現からは、より古いものに価値があるという評価基準が、少なからずあったと推測できる。

1960年代には日本に存在する飛鳥・奈良・平安時代の現存建築のほぼ全てが国宝に指定され、江戸期までのものが文化財であるという認識であったが、時代の流れと共に時間的な制約が拡大されていき、1993年には、幕末から第二次世界大戦期までの間に建設され、日本の近代化に貢献した産業・交通・土木にかかわる建造物「近代化遺産」という重要文化財の新たな種別ができ、その後、文化財登録制度等ができ、当時から50年を遡る、つまり戦前のものまでが文化財であるという認識へと変わっていった。それから約15年が経とうとしている現在、50年という数字には、以前のような戦前という意味はなくなりつつある⁴⁾。

このように時間の経過と共に時間的な制約の幅が広がってきているとは言え、やはり、こうした時間的な制約を設ける理由には、何度も言うように、国や自治体の限られた予算の中で、仕方なく保護可能な分量を図るために、より古いものから、より優れたものから保護対象にせざるを得ないのであろう。

しかし、本研究のいう文化資源概念においては、国や自治体がとらなければなら

表2 文化財保護法における文化財の定義³⁾

(文化財の定義)	
第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。	
一	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
二	演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
三	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
四	貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
五	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
六	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

ない保護責任等を考えず、本来地域に存在している文化資源を顕在化させるということを第一に優先すると、こうした時間的な制約を設けることは、必ずしも必要ではなく、その方が地域にとって重要な文化資源がもっと多く顕在化することができると考えるのである。

そして最後に三点目は、文化財保護法の第2条³⁾で、文化財の定義がおこなわれているが、「文化資源」がそれに当てはまらないモノやコトまでも含むということである。具体的には、地域の空間に埋もれてしまっている文化資源（例えば、筆界・地割等）や、生活に埋もれてしまっている文化資源（例えば、方言・慣習・民具等）がそうであり、これらは一見、どこにでも、いつまでも存在するかのように思われるものばかりであるが、年々忘れ去れようとしている。

既存の文化財保護法の保護対象は、単体としての価値に偏重し、周辺環境の価値がほとんど保護対象になっていない。そういった考え方として、伝統的建造物群保存地区や文化的景観の制度が存在するが、結局はそれらも、相対評価で選ばれたもののしか保護することができていない⁵⁾。そうしたモノやコトに着目し、文化資源として捉えていくことで、地域にとって重要な文化資源がもっと多く顕在化されと考えられるのである。

以上、これまで述べてきた3点のような広がりをもった概念を、本研究では改めて「文化資源」と呼び、こうした資産の把握をおこなうことで、地域に存在するより多くの文化資源が顕在化され、保存・活用の可能性が高まると考える。

そこで、本研究では文化資源を、「現代人として生きる我々（人類）にとっての存在価値が説明でき、その価値を子孫にも受け継がせたいと地域が思う、地域の景観や空間を構成するあらゆる有形・無形、動産・不動産といったモノやコト」と定義する。特に本研究がこうした概念を用いて実現させたいと考えるのは、文化資源をただ保存することではなく、可能な限り地域の中で利用価値（＝ニーズ）を与え、活用していく手段を見つけることで保存の可能性を探ることである。

(2) 「文化資源」を使用する理由

本研究で用いる「文化資源 (Cultural Resource)」は、米国で使用され始めた用語である。米国では、文化資源マネジメント (Cultural resource Management [以下、CRM]) が、主に考古学分野の研究者らによって 1974 年に誕生した⁶⁾。この CRM が誕生した背景には、米国における歴史資源・自然資源保護の仕組みが大きく関係している。米国では、国立公園というのは、「自然地域・歴史地域・レクリエーション地域」を指し、そのように分類され、管理は国立公園局 (=National Park Service) が全てを担当している。1872 年においてすでに米国では、世界最初の国立公園としてイエローストーンが誕生しており、自然資源に対する学問的な進展が大きくみられた一方、歴史資源の研究に関しては大幅に遅れをとった。それは、1492 年に白人が米国へ到達したことによって、白人主導の政治が一挙に始まり、1890 年に政府が「フロンティアの消滅」宣言をするまで、白人が米国内を収奪していった過去を持つことなども影響している。

米国の言う「フロンティア」とは、実際には「インディアン掃討の最前線」であると言われているように、収奪の歴史とも言え、現代米国人のアイデンティティの核とするには難しい過去を経験しているため、積極的な研究が進みにくかった。しかし、19 世紀後半の征服者によるインディアン関係の遺跡の略奪と破壊には目を覆うものがあり、これらへの批判を契機として漸く米国内でこうした遺跡の保護を訴える動きが始まっていくこととなった。

その代表的な事例が 1889 年のカーサ・グランデ遺跡 (Casa Grande Ruins) の保護である。この遺跡は 11 世紀～15 世紀のインディアン居住跡である。民間の有識者である J・ナスバウム氏によって議会在ち立ち上がり、1892 年に連邦政府はこの遺跡を改修保存した⁷⁾。米国内の歴史資源に関する議論の中で必ず話題に挙がるものが、この「インディアン関連の歴史」と「収奪者による歴史」の保存数のバランスの問題である。圧倒的な多さで「収奪者の歴史」の保存が目立つことに対して、多くの考古学者や人類学者が異議を唱えた。また、1892 年に連邦政府は初めてインディアン関連の遺跡を保存したが、征服者側の歴史の保護はもっと年代を遡り、約 30 年前の 1864 年の南北戦争時の英雄である Lee 南部連合将軍 (Custis-Lee) 邸の連邦政

府による買収保存であった⁷⁾。

このように、数の多さや保存年代をみていくだけでも米国において、歴史資源の研究は大変センシティブな問題であることが分かる。方や自然資源に対する専門的な研究が進むことを受け、考古学者たちの中で、歴史資源に対しても、もっと専門的な研究がなされるべきであるとの声が挙がり、自然資源の保護である「Natural Resource Management」の対語として、CRMの用語が生まれたのである。それは、1974年の雪で立往生したデンバー空港での非公開の会議ではあったが、考古学者のグループの中で誕生したと言われている⁶⁾。

それまで、或いは現在においても法律上では、米国内では「歴史資源（＝Historic Resource）」や「歴史遺産（＝Historic Site, Historic Place）」が使用されている⁸⁾。米国において、なぜ「資源（＝Resource）」という用語を使用するのかは、米国の歴史資源に対する管理施策の方針が大きく影響している。1973年に「国立公園制度歴史地域の管理施策」の中で、「Historic Resources（＝歴史資源）」という用語について定義がされているが、それによると、歴史的な土地・遺跡・遺構・建造物・遺物など、全てのものを含む概念であるとしている。これらの歴史資源を、米国では常に、我々の生活の中で活用し、経済的な潤いももたらす資源として捉え、その為にこそ保護されるべきであるという一貫した理念に基づいている。そうしたことから、米国の歴史資源の管理施策は、資源の調査・保護・管理・公開の為に対策・インフラ等の整備までを含めて全て同じ次元で論じており、それぞれの対処方針を実用的に示しているのが特徴としていえる。そして、もう一つの米国の特徴は、対象物（歴史資源）の年代幅が広いことである。1966年に出来た歴史保護法（＝Historic Preservation Act）の101条によると、アメリカの歴史、建築、考古、文化にとって意義ある重要な地区、地点、建造物、構築場、物品の国家登録は、原則として50年以上経っているものを対象とすることになっているが、特に重要なものはその限りではないとしている。法律が誕生してまだ10年も経過していない1970年代にすでに10年前である1960年代のものが国家史跡として登録されており、またその事例は1つでなかった^{注1)}ことから、新しい年代のものも積極的に歴史資源として位置づけていることが伺える。これは、近年CRMが「現在の文化も含み、単に伝統的な文化を保存して提示するのではなく、都市文化など革新的な文化も含ん

だ概念」⁶⁾と幅広い概念として捉えられているのも、こうした米国の理念が影響していると考えられる。

また、「歴史遺産 (= Historic Site, Historic Place)」⁸⁾については、先に述べた歴史資源の定義にある、歴史的な土地・遺跡・遺構などを指す用語であり、全ての歴史的資産という意味ではない。日本国内でも、文化財や文化遺産の他に、この「歴史遺産」という用語が使用される場合があるが、米国と同様、狭義として捉えられている⁹⁾。日本で初めて「歴史遺産」という用語を使用したのは、田中琢であると言われている^{注2)}。田中は「歴史遺産」という用語に対し、定義付けはおこなっていないが、文章中では、米国や英国で使用している「Historic Site」や「Historic Place」の訳語として使用していると読み取れる^{10), 11), 12), 13), 14)}。特にこういった遺跡や遺構等は、考古学の分野が対象とするものであるが、日本の考古学は、歴史学や先史学の一部として捉えられていることから、単に Historic を「歴史」と訳しただけでなく、「文化 (=cultural)」を使用しなかった理由がここにあると考えられる。一方で、米国の考古学は、人類学の一部として発展してきた。人類学が対象とするものは、人にかかわる事象の総合的な学問である。それは歴史ではなく文化であり、その為、CRM の用語を誕生させた考古学者らは、あえて「歴史 (=Historic)」ではなく、「文化 (=cultural)」という用語を使用したと考えられる。

このように、米国の「文化資源」という用語は、新しいものも含む幅広い概念であり、対象の広がりや似ていること、そして、資源として活用していこうというニーズに価値を見出し、さらには、観光等の経済活動に活用するといった経済資源として捉える点を援用し、本論文では「文化資源」を用いた。

1.1.3 文化資源・文化遺産概念に至る経緯

文化資源・文化遺産概念に至る経緯を、以下のように3期に分け、整理した。

(1) 第Ⅰ期（空間文化財）

もともとこうした文化資源概念の議論は、地域に存在する文化財を都市デザインに反映させていく、という考えから始まっている。2002年に西山・白神らの研究グループが「空間文化財」という用語を使用し、「空間の価値観を持って従来の概念に止まらない歴史的市街地が保つ独自の雰囲気や構成の多様さの魅力といったものを幅広く空間の価値として把握する」という視点に立って研究を始めたのがきっかけである¹⁵⁾。これは、国指定文化財との対語として、県や市が条例で保護していくという県指定の文化財や市指定の文化財を指す用語としてあった「地域文化財」という概念¹⁶⁾と、三村の「都市空間文化財」という、歴史的文脈を表徴する目立った要素だけでなく、歴史的に形成されてきた要素群が織りなす空間パターンという概念¹⁷⁾にヒントを得て誕生した。西山・白神らは、特に前者が、県指定や市指定の文化財を指すという意味だけでなく、地域の歴史・文化的な個性あるいは、地域固有の価値基準を大切にする視点も持ち合わせているところに着目した。

これらの考えに至るには、既存の文化財保護法の保護対象が単体としての価値に偏重し、周辺環境の価値がほとんど保護対象になっていなかったことが大きく影響している。当時、唯一そういった考え方として「伝統的建造物群保存地区制度」が存在したが、結局はそういった伝統的建造物保存地区も、相対評価で選ばれたものしか保護することができず、実際はもっと多くの、地域にとって重要なものが存在し、それらの景観形成や観光施策との連動を見据えれば、今後求められる視点であろうということから、「空間文化財」という考え方が誕生した。西山・白神らは、既存の文化財保護法を分析し、同法内の「埋蔵文化財」や「文化財の保存技術」のカテゴリーは、まだ地下に埋もれていて価値が顕在化していないものも扱う等、文化財保護法の第2条に記されている5つのカテゴリー（当時は、文化的景観がなく、有形・無形・民俗・記念物・伝統的建造物群）とは異なった、新しい裾野を広げた概念であるこ

とから、同様に未指定の文化財のカテゴリーとして分類することをおこない、福岡県太宰府市を事例に挙げ、太宰府の文化財は、保護法に基づく5つのカテゴリーと、未指定文化財である、埋蔵文化財・空間文化財・生活文化財によって構成されていると説明した⁵⁾。生活文化財とは、将来的に指定文化財として保護対象となる可能性を秘めた文化財のうち、生活の営みなど空間的所在以外のものに価値付けの根拠を持つ文化財を指すとされている。

(2) 第Ⅱ期（都市遺産と市民遺産）

このように、2003年の時点では、指定文化財からこぼれおちているものに価値を見出し、未指定文化財（空間文化財・生活文化財）として位置づけ、将来的に指定文化財として保護対象となる可能性を求めるといった時期であったが、次第に、こうした空間文化財や生活文化財は、未指定文化財として登録することが目的ではなく、地域が主体となり、文化財を地域で発見し、地域で位置づけていこうという動きへと変わっていく。2003年当時のような「指定文化財＋未指定文化財＝地域の文化財」ではなく、指定・未指定に関係なく、全てが地域の文化財であるという考えへと変わるに至ったのである。そして、こうした考えに基づいて拾い上げた文化財を、保存するだけでなく、市民や民間、あるいは景観や観光行政等が使いこなしていくには、世界遺産の登録名のような分かりやすいネーミングが求められ、そのストーリーを証拠づける有形・無形、動産・不動産の文化財が過不足なく構成要素として結集されていなければならない。そうした必要性から「文化遺産の総合的概念」が誕生した。山口県萩市ではこれを「都市遺産」、福岡県太宰府市では「市民遺産」と命名し、実際これら概念を用いて「萩まちじゅう博物館基本計画・行動計画」¹⁸⁾や「太宰府市文化財保存活用計画」¹⁹⁾（現在は歴史文化基本構想と統合し「太宰府市市民遺産活用推進計画」として再策定中）といった行政計画を策定し、まちづくりの実践に取り組んでいる。

こうした考え方を導入した背景には、まず、これまでの文化財の既存6カテゴリー（有形・無形・民俗・記念物・文化的景観・伝統的建造物群）にこだわると、拾い上げることの難しい文化遺産が生じるということがあった。単体として捉えることが

一般的な有形・無形文化財と、面的広がりや群として捉える性格を持つ記念物・文化的景観・伝統的建造物群との間に解釈の重複があるなかで、ある物件を有形の建造物として捉えるか、あるいは伝建群や文化的景観の要素として捉えるかといった判断は、その単体が国・県・市町村等の指定たり得るかといった相対価値評価抜きには困難なことや、地名や地割り、道筋といった地図上の情報価値を拾い上げるカテゴリーが無いといったことが、その例である。

このように実践を通して検証される中で、これら文化遺産を総合的に把握する概念（ストーリー）を構成する遺産が、不動産として土地に根を下ろして動かない「空間遺産」と、その「空間遺産」を舞台として展開する動産的な「生活遺産」に分類されていった（図2）。「空間遺産」はさらに「空間要素」と「景観要素」に分けられ、「生活遺産」はさらに「有形要素」と「無形要素」に分けられた。この際、これまでの「空間文化財」が「空間遺産」へ、「生活文化財」が「生活遺産」へと名称を変更した背景には、先に述べた、指定文化財を「文化財」とし、指定・未指定に関係なく全ての資産を「文化遺産」と呼ぶ考え方に基づいている。

以上のように、2003年当初、指定文化財からこぼれ落ちているものに価値を見出し、文化財保護法で定める埋蔵文化財のように、未指定文化財として捉える視点から、

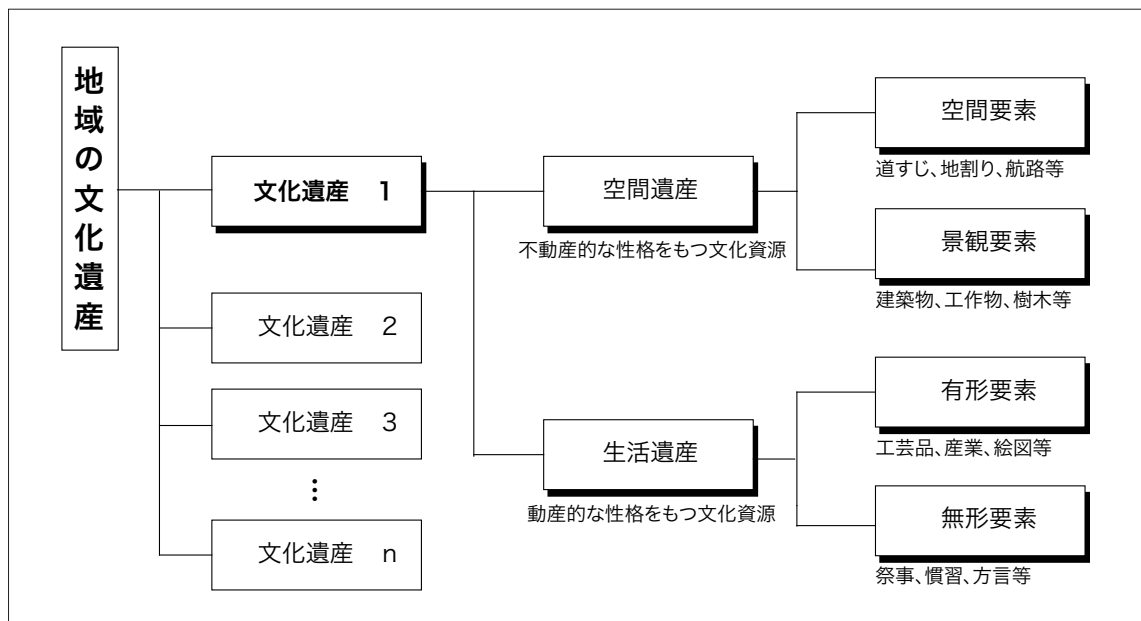


図2 空間遺産、生活遺産の概念図、筆者一部修正 出典：文18

その後、指定・未指定に関係なく、一定の価値を有する全ての資産が地域の文化的資産であるという視点へと発展した結果、文化財保護法における指定文化財を「文化財」と呼び、指定・未指定に関係なく全ての資産を「文化遺産」と呼ぶようになり、地域自らが地域の基準で「文化遺産」を位置づけていこうという考え方へと変化してきた。

(3) 第Ⅲ期（文化資源概念への展開）

本研究では、これらを地域で位置づけるだけでなく、積極的に地域の資源としてまちづくりに活用していくということに重点を置くことで、新たな「文化資源」という用語を導入し、地域の文化的資産を「文化遺産」と「文化資源」という概念で捉える考えへと至った。

しかし、こうした考えに行き着くには、無限に存在するかのように捉えられる文化資源を学術的な価値基準に基づいて顕在化させる手法を確立し、対象とする文化資源の真正性が証明できるようになる必要があった。2003年から議論されてきた空間文化財や市民遺産といった概念を廻る議論の過程の中で、漸く、その手法が確立し、文化資源の積極的な活用を主張できる時期にきたといえる。

1.1.4 文化資源・文化遺産の評価方法・判断基準・抽出方法

こうした、相対評価で選ばれる指定文化財からはこぼれ落ちたが、同等の価値が認められるモノやコトまでも含み、時間的な制約を持たず、文化財の定義を超える文化資源というのは、無限に存在するかのように思われるであろう。本研究では、既存の文化財保護法や世界文化遺産の評価方法や判断基準、そして文化庁がおこなった地方公共団体への世界遺産公募の申請書や文化庁の回答等を分析し、そうした文化資源や文化遺産の評価方法・判断基準・抽出手法を提示する。

(1) 既存の世界文化遺産と文化財保護法の評価方法や判断基準の分析

【世界文化遺産から考える判断基準】

世界文化遺産になり得るか否かを判断する基準には、まず「登録基準」（表5）があり、その基準のうち、必ず一つは該当しなければならない決まりがある。そして、その他に、「顕著な普遍的価値（Outstanding Universal Value 以下、OUV）」の説明と「オーセンティシティ（authenticity）」と「インテグリティ（integrity）」（表4）の説明が求められる。OUVとは、すべての人類にとって、なぜ継承していくべきなのかという、世界の遺産としての説明である。先述した、2007年に世界文化遺産に登録された「石見銀山遺跡とその文化的景観」を例に挙げると、このOUVは、① 文物交流及び文明交流の物証としての価値、② 伝統的技術による銀生産を証明する考古学的遺跡としての価値、③ 銀鉱山に関わる土地利用の総体を表す文化的景観としての価値の3点が挙げられている²⁾。

一方、オーセンティシティとは、日本語で「真正性」や「真実性」と訳される。「石見銀山遺跡とその文化的景観」²⁾だけでなく日本が提出している世界文化遺産の申請書^{20),21),22),23),24),25),26),27),28),29)}をみていくと、オーセンティシティの証明は、「…良好な状態である」や「…真正性は確実に保持されている」という表現でなされている。つまり、この表現をもっと分かり易く言えば、① OUVを説明するための遺産が良好な状態である、② 確実に OUVを説明するものである（信頼してよい）ということなのだと考えられる。また、特に建造物や記念物には、修復や復元ということがおこ

なわれる。そういった際には、材料・構造・工法の真実性が求められる。この時のオーセンティシティの意味は、③文献や史料に基づいている本物であるか、もしくは、④どこまで本物であるのか（信頼性は高いのか）と捉えられる。

特に本研究の文化資源概念においては、②と③が応用可能だと思われる。まず、①、④を外した理由から説明をする。①は、より良好であることが求められているが、これには相対的な評価が入っていると読み取れる。本研究の文化資源概念は、状態に関わらず、記録するという考え方であるため、まずは①を外した。次に④は、どこまで本物であるか、言い換えれば、確実に本物であるが、どこからどこまでが偽物であるかが分からないということである。しかし、本研究の文化資源は本物である部分が確実にあれば、その量は問わない。例えば、建造物の4面ある壁の内、3面は地震で崩れ、1面の壁だけが残って、その壁を利用して新しい建物を建てたとしても、本研究は、その壁が本物である限り、文化資源として評価するのである。そのような理由から④を外した。

では、②と③がどのように応用可能かをみていく。②確実に OUV を説明するもの

表3 2005年の作業指針の改訂前の世界自然遺産の完全性の条件³⁰⁾

(1) 重要な関連する自然要素のすべて、あるいはほとんどを含むこと (2) 十分な規模と必要な要素を含むこと (3) 際立ってすぐれた美的価値を持ち、美的価値の長期的維持に不可欠な地域を含むこと (4) 属する生物地理区分及び生態系における最も多様性に富んだ動植物相の特徴を維持するための生息地を含むこと

表4 現在(2011年)の完全性の条件³²⁾

(1) OUVが発揮されるのに必要な要素がすべて含まれているか (2) 当該資産の重要性を示す特徴が不足することなく、かつ代表するために適切な大きさが確保されているか (3) 開発及び／又は管理放棄による負の影響を受けているか

表 5 現在 (2011 年) の世界遺産登録基準³²⁾

- (i) 人類の創造的才能を表す傑作であること。
- (ii) 建築や技術、記念碑的芸術、都市計画、景観設計の発展に関連し、ある期間にわたる、又は世界のある文化圏における人類の価値観の重要な交流を示していること。
- (iii) 現存する、あるいはすでに消滅した文化的伝統や文明に関する独特な、あるいは少なくとも稀な証拠を示していること。
- (iv) 人類の歴史の重要な段階を物語る建築様式、建築的又は技術的な集合体の類型、景観に関する顕著な例であること。
- (v) あるひとつの文化（または複数の文化）を代表する伝統的居住形態、土地利用、若しくは海洋利用の顕著な例であること。又は、人類と環境との相互のかかわり合いを代表する顕著な例であること。特に抗しきれない変化によりその存続が危ぶまれているもの。
- (vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または明白な関連があること（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。
- (vii) 類例を見ない自然美及び美的重要性をもつ優れた自然現象あるいは自然地域を含むこと。
- (viii) 生命進化の記録、地形形成において進行している重要な地学的過程、あるいは重要な地質学的、自然地理学的特徴を含む、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な例であること。
- (ix) 陸上、淡水域、沿岸および海洋の生態系、動植物群集の進化や発展において進行している重要な生態学的、生物学的過程を代表する顕著な例であること。
- (x) 学術上、又は保全上の観点から顕著な普遍的価値を有しながらも絶滅のおそれがある種の生息地など、生物多様性の本来の保全にとって最も重要かつ意味のある自然生息地を含んでいること。

である（信頼してよい）は、もちろん OUV は世界文化遺産になるためのものであり、地域の文化資源には必要ないが、「確実に地域の〇〇を説明するものであることを信頼してよい」というように言い換えて使えることができると考える。地域の〇〇とは、対象物は様々であり、特定はできないが、例えば、「歴史的な景観を構成している要素」という対象物を当てはめ、「確実に地域の歴史的な景観を構成している要素を説明するものであることを信頼してよい」となれば、応用可能である。次に、③復元や修復の場合、文献や史料に基づいている本物であるかは、このまま、文献や史料に基づいたものであるべきであり、援用可能だと考える。

そして、インテグリティとは、日本語で「完全性」と訳され、「完全さ」を意味する。遺産の価値を構成する必要な要素がすべて含まれていること、またその要素そのものが良好な状態にあるか、そして OUV を説明するための適切な範囲が含まれているか、長期的な保護のための法律等の制度が確保されているかなどを指す（表4）³²⁾。しかし、インテグリティは、もともと世界自然遺産のためのものであり、1992年に世界文化遺産の中に文化的景観の概念が加わったこと等の流れの中で、2005年の作業指針の改正によって、世界文化遺産の登録基準にもインテグリティが加えられた³²⁾。このように、これまで世界文化遺産にとって馴染みのないインテグリティであるが、本研究の文化遺産概念の判断基準としても、大変重要な指標であると思われることから、インテグリティの誕生背景や文化的景観の概念にとって何故必要となってきたのかについて以下、分析した。

世界自然遺産には、2005年の作業指針の改訂前（表3）も改定後（表4）もインテグリティのみが要件として求められている^{30),31)}。作業指針改訂前は、「(3) 際立つてすぐれた美的価値を持ち、美的価値の長期的維持に不可欠な地域を含むこと」といった、資産の価値を評価するような、世界文化遺産のオーセンティシティに近い考えが含まれていたが、改定後は、インテグリティは「完全さ」に特化した3点となり、美的価値などの評価は、登録基準(i)～(x)（表5）に含まれることとなった^{30),31)}。

本研究における文化遺産の判断基準としては、改定後の「(1) OUV が発揮されるのに必要な要素がすべて含まれているか」が応用可能だと考える。なぜならば、世界遺産の基準では、OUV を説明するために必要な構成要素が揃っているかという

ことであるが、これは「文化遺産を説明するために必要な構成要素が揃っているか」と言い換えることができるからである。世界文化遺産のような高いインテグリティを求めないまでも、地域において文化遺産を取り上げる場合においても同様に言えることであろう。また、(1) は文化資源を拾い上げる際の判断基準であるため、応用可能であるが、(2) や (3) は、今後の担保の方法などを視野にいった項目である。本研究における判断基準は、文化遺産であるか否かの判断基準であるため、応用する必要はないと判断した。

【世界文化遺産国内暫定一覧表への追加から考える判断基準】

文化遺産という総合概念の必要性は、漸く近年、国政においても認識されつつある。こうした概念の必要性を国に示すこととなったのは、2006 年から文化庁が2年間のみ実施した、地方公共団体からの公募による世界文化遺産申請であったと言える。2006 年9月、文化庁の文化審議会文化財分科会に世界文化遺産特別委員会が設置され、地方公共団体からの提案による世界遺産候補の公募が初めて実施された。募集初年度に申請された24の候補（暫定リストに残ったのは4地域）の提案は、遺産として捉えるテーマやストーリーの意外性・多様性・広域性が予想を超え、文化財の既存6カテゴリー（有形・無形・民俗・記念物・文化的景観・伝統的建造物群）の組み合わせでは説明できない、より総合的な把握の枠組み、あるいは新たな文化財概念が必要であることを文化財行政に突きつける結果となった³³⁾。

本研究では、文化庁が申請した地方公共団体に向けて出した共通課題と個別課題の中に、本研究の言う文化遺産のような総合概念に関する課題があった³⁴⁾ことから、2006 年におこなわれた地方公共団体からの国内暫定一覧表追加への提案の結果、継続審議となった20の候補³³⁾に対し分析を行い、文化遺産という総合概念を地域でどのように評価していくべきか判断基準を検証した。

文化庁からの共通課題には、指定文化財のみを採り上げることで、オーセンティシティは高くなる一方、ストーリーを説明する為に必要な文化資源に不足が生じ、インテグリティが低くなってしまっていることが指摘されていた³⁴⁾。つまり、全ての地方公共団体からの提案は、複数の構成資産で成り立つ文化遺産を提案しているにもかかわらず、その構成資産はすべて指定文化財を採り上げているが、本当にそ

の文化遺産を説明するために過不足はないのか、ということである。

本研究で提案する文化遺産概念も、この世界文化遺産と同じように複数の構成資産(本研究では文化遺産)によって成り立つものである。文化遺産のストーリーをしっかりと構築することを重視し、オーセンティシティとインテグリティのバランスを考えたストーリーと構成要素でなければならないということだと言える。

【文化財保護法から考える評価方法】

文化財保護法における文化財とは、「我が国にとって学術上価値の高いもの」でなければならない³⁾。それは、国や自治体が、保護しなければならないという義務や金銭的な負担などを追わなければならないこともあり、文化財を指定する際、他と比べてより優れたものを選ぶ、相対的な評価によって選出されていた。しかし文化資源概念は、地域に存在する文化資源を顕在化させ、保存・活用の可能性を高め、地域の文化的向上に貢献することを目的とするため、相対的な評価は必要ない。

(2) 文化資源・文化遺産の評価方法

そこに存在するか否かといった絶対的な評価が求められる。どのような基準で存在するか否かを判断するかは、次の(3)で詳述する。

(3) 本研究における文化資源・文化遺産の判断基準

【文化資源の判断基準】

これまで世界文化遺産のオーセンティシティの②確実に OUV を説明するものである（信頼してよい）、③復元や修復の場合、文献や史料に基づいている本物であるか、の2点が応用できるという話をしてきたが、本研究では、これらを地域に置き換え、「確実に地域の〇〇を説明するものであることを信頼してよい」、そして「復元や修復の場合、文献や史料に基づいている本物であるか」とし、これらを「地域のオーセンティシティ」と呼ぶこととする。

そしてもう一点、重要な基準として、地域が伝えていきたいと思うモノやコトであるかが挙げられる。世界が全人類のために護るべき遺産と考えたものが世界文化遺産であり、国が国民のために護るべき遺産と考えたものが文化財保護法による指定文化財等と考えれば、地域住民が自分たちのために護るべき文化資源と考えてもよいのではないだろうか。どこのお墨付きでもない文化資源は、担い手である地域が伝えていきたいものであることが大変重要であると考ええる。

よって、本研究における文化資源の判断基準は、以下の2点といえる。

- ① 地域が伝えていきたいと思うものであること
- ② 地域のオーセンティシティを証明できるものであること

【文化遺産の判断基準】

文化遺産という総合概念には、ストーリーを破綻や過不足が無いように証拠づける構成資産＝文化資源が揃っているかどうかを問うインテグリティの説明が求められ、できる限りインテグリティを求めてストーリーを描き、構成資産を拾い集めることに重点を置くことが重要になる。もちろん、ストーリーを証拠付ける文化資源は、

地域のオーセンティシティを証明できるものでなければならない。そして、地域が受け継がせたいと思うモノやコトの総体であることが重要となる。

よって、本研究における文化遺産の判断基準は以下の3点といえる。

- ① 地域が伝えたいと思うものであること
- ② ストーリーを破綻や過不足が無いように証拠づける構成資産＝文化資源が揃っていること
- ③ ②の構成資産＝文化資源は、地域のオーセンティシティを証明できるものであること

(4) 文化資源の抽出方法

【既往研究の分析】

これら文化資源の顕在化手法に関する既往研究は、梶本（1994）が修士論文研究の一環として山口県萩市でおこなった「歴史的景観要素」の悉皆（しっかい）調査³⁵⁾がある。ちなみに「歴史的景観要素」とは、景観を構成する歴史的な要素（不動産）を指す。

梶本の悉皆調査は、伝統的建造物群保存地区制度における保存建造物や環境物件の評価方法を援用した調査手法である。予備調査によって戦前家屋や要素として拾い上げるべき塀、垣等の工作物、樹木・生垣等の特徴を定性的に把握した上で、地区の特性を考慮しつつ、公道からの目視による観察調査によって確認できた要素を地図に遍く記入し、写真記録を同時におこなうことで確実に位置と範囲、形状を把握し、歴史的景観要素を悉皆調査・抽出する方法である。この方法を実施することで、その地域に存在する歴史的景観要素を定性的・定量的に把握することができる。これらの情報は、都市全体の情報であることから、都市という単位で様々な分析が可能となる。この調査は、各対象物に応じた調査基準を持ち、絶対評価でおこなわれる。この調査基準は、専門的な学術調査によって決められなければならないが、一旦その調査基準が定められれば、専門的な知識を持っていなくとも、住民など、誰でも調査が可能であることが特徴として挙げられる。

【本研究における抽出法（エリア悉皆型抽出法）】

既往研究分析の結果、本研究では、地域の文化資源を抽出する手法として、「エリア悉皆型抽出法」を考案した。これは、エリア内のある種別のものを対象とし、一定の調査項目に基づいておこなう調査である。ある種別のものとは、梶本のような歴史的景観要素などである。

このエリア悉皆型抽出法の調査によって、対象エリアがどのような文化資源で構成されているのかを把握することができる。この抽出法の利点は、調査者の手腕にかかわらず、得られる情報の質に差異が大きくでないことや、一定の項目をフィルターとして設けることで、均一に文化資源を見ることができ、他の文化資源とも比較しやすいことが挙げられる。また文献などからの学術的で正確な情報と合わせれば、結果として斑（むら）のない学術的なデータベースが作成できることも挙げられる。実践事例の研究は、第2章 2.2 で詳述する。

(5) 文化遺産の抽出方法

【既往研究の分析】

これら文化資源の顕在化手法に関する既往研究は、白神（2002）による「空間文化財」の抽出調査³⁶⁾がある。ちなみに「空間文化財」とは、抽出される段階において地域空間に埋もれて顕在化していない文化財のことで、地理的所在に根付いたいわば不動産的性格を持つ文化財のことである³⁶⁾。

白神（2003）は、空間文化財は、地域固有の価値基準と学術的分析から明らかにされる価値基準によって抽出されるべきであるとし、都市史的・建築史的・民俗学的・社会学的なアプローチがそれぞれ専門領域ごとにおこなわれることで、地域の空間文化財が抽出されるという考えのもと、萩市においてその構成要素の抽出を試みている。この調査の特徴は、これら専門領域に分けたアプローチの重要性を述べている点にある。都市史のアプローチとは、文化資源のところで述べた梶本の調査³⁵⁾を指し、歴史的な空間がどのような構成要素によって形成されているか、現地踏査から判断し、抽出していく調査である。次に建築史のアプローチとは、歴史的建築物の調査を行い、年代の特徴や様式の特徴を捉えた後、それらの分布状況をみていく調査のことである。そして民俗学的アプローチというのは、文献や資料等からの情報の把握や住民からの聞き取り調査によって把握する風習や祭礼等にまつわる建造物や環境要素の調査のことである。最後に社会学的アプローチとは、住民へのヒアリング調査やアンケート調査により、住民の間で親しまれている風景などを抽出したり、観光資源などすでに価値付けられているものを把握する調査を指す。白神の調査では、対象としているものが「空間文化財」に限られているが、悉皆調査で定量的・定性的に把握できる不動産遺産だけでなく、それを補う形で無形や動産の遺産をヒアリングや文献から引き出す必要性を述べている点が興味深い。

【本研究における抽出法】

既往研究分析の結果、本研究では、地域の文化遺産を顕在化させる手法として、「ストーリー志向型抽出法」を考案した。

この調査は、住民へのヒアリングや文化資源の抽出法で提示したエリア悉皆型抽

出法のデータベースの洗い出しなどの積み重ねを繰り返し、それらの情報を多面から総合的に把握していくことで、ストーリーとそれを証拠づける文化資源を特定するもので、予め調査者が当該地域に関連する歴史や文化を把握し、それに関連したストーリーや文化資源について住民から情報提供を受け、いわば「芋づる式」に導き出す方法である。この手法は、ストーリーから文化資源を特定していくため、文化資源の対象物は有形・無形・動産・不動産といった種別にかかわらず、抽出される。また、住民から得た情報なくしては顕在化できないため、住民参画を促す手段ともなる。また市民が観光客や後世に伝えたいと思っているものの中から文化資源が抽出されることから、意外な情報が得られることもあり、様々なテーマに発展させることのできる可能性がある。しかし、調査者が当該地域や文化資源に関する程度の知識を有する者でない場合、文化資源の抽出に取り掛かることが出来ないことや、抽出後もその文化資源とストーリーの真偽を確かめる必要がある等の弱点もある。また、ヒアリングをおこなう調査者の手腕が、得られる情報の質や量を左右するため、聞き出したストーリーをどこまで展開し、さらにいかなる情報をインタビュー回答者から引き出せるかが鍵となる。実践事例の研究は、第2章2.2で詳述する。

1.2 文化資源の総合マネジメントとしての文化資源マネジメント

1.2.1 文化資源マネジメントの定義と目的

本研究では、保護概念にとどまらない、分野を超えたまちづくり施策としての取り組みを目指す上で、継承したい地域の自然・歴史・文化を、保存・保全するだけではなく、新たな物差しで発見し、再生し、創造しようとする、そしてそれらを伝えることで生活や生産活動、観光や景観形成などに活用すること、さらには、そうしたサイクルをしっかりと監視（モニタリング）することまでを含んで「文化資源マネジメント」と呼ぶ。

この文化資源マネジメントの目標は、文化資源の保護であり、その目標は、住民の手で文化資源や文化遺産を拾い上げ、可能な限り住民や民間、行政を含む社会全体で達成されなければならない。ここで言う保護は、序章でも述べた通り、文化資源を保存および活用することを意味する。もちろん、特に重要なものや必要なものに関しては、従来からの文化財保護法による文化財保護体系で保護していくべきであるが、地域に根付いた文化資源概念を育て、住民を担い手として積極的に位置づけ、主体的に活動し得る仕組みをつくり、地域に相応しい保護の在り方を地域からボトムアップで提案し、それを国や行政がそれらの活動と緊密な連携を図りつつ、これを側面的に支援していく形を理想としている。

1.2.2 既存の文化財の保護手法の長所と短所

本研究では、こうした文化資源マネジメントを実施していく手段を検討するため、既存の文化財保護法による文化財の保護、博物館による資料の保護、その他、それら行政や博物館によらない保護に関する既往研究を分析した。

(1) 文化財保護法による保護に関する分析

文化財保護法の目的は、第1条に規定されているように、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」³⁾とされている。そして、文化財保護法が対象とするものは、表2のように、学術上価値の高い、有形文化財／無形文化財／民俗文化財／記念物／伝統的建造物群（伝建）／文化的景観の6つの類型とその他、文化財の保存技術と埋蔵文化財である³⁾。

これらの主な保護の流れは、①調査・指定、②保存管理、③公開・活用となっている⁴⁾。文化財保護法による保護の長所は、全て専門家が判断しており、真正性が高いことが挙げられるが、逆に、住民の入る隙間がなく、③公開活用の時点で急に住民参加となっても、親しみにくいという短所もある。その他には、指定された文化財は完全に護られ、指定文化財であるということも行政内で共有される点が長所として挙げられる。基本的にはこの流れによるが、いくつかの類型は対象物に合わせてこの流れが異なる場合もある。

例えば、無形文化財は、①指定・認定、②養成・公開、③記録という保護の流れになっている⁴⁾。特に②養成・公開という点は、無形文化財のみにあるものである。無形であるからこそ、人を介して伝えていかなければ残っていかない。こうした考え方は、指定文化財のように学術上価値の高いものでなくても、応用可能だと言える。例えば、方言などは現代の若者が使わなくなり、薄れつつあるとよく言われるが、観光客を案内する際に使用するなど、披露する場（公開する場）があれば、継承に繋がる可能性は高くなる。養成ではないが、伝え受け継ぐという理念は応用可能である。

次に民俗文化財がある。これは、①調査・指定、②記録、③保存・活用という流

れで保護されている⁴⁾。特に着目すべき点は、②の記録である。先に述べた無形文化財にもあったが、この記録は、例えば、舞踊などであれば、何時、どこで、誰が、どのような踊りの順序で、どのような衣装を着てやるのかなどを録画や録音をしたり、記述したりして記録しておくことである。文化財保護法においては、特に学術上価値の高いものが対象であるが、特別な人でなくても、古老の話を録画したり、録音したり、聞き取ったり等は文化資源や文化遺産を発見する際においても大いに応用可能であろう。

そして次に、伝建の①住民の合意、②調査・地区決定、③選定、④保存計画がある⁴⁾。特に伝建は、住民が住んでいる場所を選定するため、必ず①住民の合意形成が求められる。これは文化資源マネジメントを展開していく上でも同様である。そして地域でどのように護っていくか、④保存計画をたてることも特徴として挙げられる。また、国に選定されてから約10年が経過した後、必要に応じて見直し調査が行われる。こうした選定されれば終わりではないモニタリングまで含まれている。文化資源マネジメントでは、こうした地域からの発信という発想にヒントを得た。

そして最後に埋蔵文化財の保護についてである。周知の埋蔵文化財包蔵地もしくは工事等による遺跡の新規発見の場合、①届出・通知、②調査、③現状保存又は記録保存、④現状保存の場合のみ史跡指定という流れである⁴⁾。実際、発掘調査される周知の埋蔵文化財のほぼ99%は、記録保存に終わっている。これらは発掘調査することで、考古資料の無為な消失や破壊を免れているだけでなく、仮にやむを得ず破壊される場合も、移転や記録保存されることで将来への貴重な資料を体系的に残すことができている。

(2) 博物館による保護に関する分析

博物館の目的は、博物館法の第1条に以下のように定められている³⁷⁾。「社会教育法の精神に基づき、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発展を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。」そして対象とするものは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料となっている³⁷⁾。一方、博物館の機能は、第2条にて定義されているように、「資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすること」³⁷⁾である。つまり、①収集・整理、②保管、③展示・公開、④調査・研究、⑤教育・普及が博物館の基本的な機能といえる³⁸⁾。このように博物館の特徴は、収集されたものを対象とし、最終的に教育・普及を目指している点であるといえる。

博物館におけるこの基本的な機能の中で着目すべき点はいくつかあるが、まず1つは、①の整理である。博物館の資料は、収集した時期から資料の寸法、制作年代、名称…とすべてデータベース化され、各情報が記録されている。このデータベースは③の展示・公開や⑤の教育・普及の際に活用されるだけでなく、④調査・研究にも役立つものとなる。博物館は館内の資料を対象にしているが、地域を対象に文化資源の整理を行い、同じようにデータベースによって管理されるといった応用が可能と考えられる。次に、③展示・公開である。博物館の展示では、来訪者が専門的な知識をより分かり易く学習できるようにシナリオを描き、それに沿って説明を行っている。これは、本研究の言う文化遺産の考え方に似ており、応用可能といえる。

博物館の資料をまちづくりに活用している事例として、本研究は「地域博物館」に着目した。1960年代後半から地方公共団体による博物館建設が活発化し、地域社会と密接に結びついた博物館活動が展開されている³⁹⁾。特に「地域学」と呼ばれるものが多くみられるようになり、それは1975年に開館した「秋田県立博物館」の「秋田学」を始めとし、各地で見られるようになった。秋田県立博物館の「秋田学」というのは、「郷土学」または「風土学」として定義され、秋田固有の人文諸科学や自然諸科学などの諸学を秋田という風土（郷土）の視点から総合化していこうとする

横断的な「学」の確立であった³⁹⁾。こうした地域を舞台にすることで、これまで博物館という高度な専門分野に参入できなかった地域住民が一気に参画する機会を得たといえる。

こうした地域住民と博物館が連携し、まちづくりをおこなっていくという発想は定着しつつあるが、まだ全体的にみて、博物館という建物を飛び出し、地域を舞台とし、その中で博物館を位置づけて活動をおこなっている場所は少ない状況である³⁹⁾。やはり、それは博物館だけの活動では広げにくい部分であり、行政のまちづくりと連携しなければ、難しいであろう。今後は、これまで以上に、博物館は地域振興という視点を持ち、実社会をフィールドに変えていく必要がある。また地域住民を、地域を最もよく知る専門家（例えば、市民学芸員等）として位置づけ、学芸員と住民が協働していくことが求められるであろう。このように、今後の課題は、市民の知恵を評価すること、そして博物館という建物からフィールドへ対象域を広げることだと言える。

(3) 行政や博物館によらない保護に関する分析

文化財保護法や博物館によらない保護に関する既往研究の分析をおこなった。

近年、「地域資源」などといった用語を使用して地域住民自らが発見しようという取り組みが目立つようになってきた。もともと地域資源という用語は、2007年6月施行の「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」において、各都道府県が農林水産物、鉱工業品及びその生産技術、観光資源の3類型から地域資源をリストアップし認定しているのが始まりである⁴⁰⁾。この法律によって、地域資源を活用した中小企業の事業計画を認定し、支援によって地域ブランド等の育成を計ろうというものであった。このようにして誕生した「地域資源」はもちろん、観光資源となりうる文化資源も対象となり、多くの地域で資源を掘り起こすワークショップなどが行われるようになった。こうしたワークショップで地域資源を発掘する取り組みは、地域住民自らが発見したことで、愛着が湧き、自ずと護り伝えたいという思いを育むようだが、中には、専門家の目を通していないものもあり、本物であるかの判断が下されていないものもあるようだ⁴¹⁾。また、地域住民が発見するものは自ずと住民の興味関心が強いものが採り上げられるようになる。それは専門家が気付かない、思わぬものを導き出す場合もあるが、偏りがちな点は注意しなければならないであろう。専門家にしか出来ないことと、住民にしか出来ないことがあるため、どちらかに頼るのではなく、両者が活躍出来る場が必要であろう。

一方、外部の人の目も取り込んだ「地元学」というものもある。これは熊本県水俣市で1980年代に始まったもので、吉本哲郎が提唱者として有名である⁴²⁾。吉本は、地元学を始めることとなった理由を「地元のことを知らずに地域づくりも、地域おこしもできない。外の人の方が自分たちよりも地元を知っている」⁴³⁾と述べている。もともと水俣病で有名なこの地は、外部の専門家が多数研究し、外部の人の方が地元をよく知っているということから始まっている。そのため、特に地元学では、住民が一番の主役であるが、外の視点、専門家の視点の大切さを主張している点、そして地元学は学問や物知り学ではなく、調べたことを町や村の元気づくりに役立てていくものであるという点が上の事例と異なる⁴¹⁾。しかし、目的が「町や村の元気

をつくっていく」ということから、採り上げていく地域資源は、「水のゆくえ、山の仕事、海の幸、自然神、ばあ様の畑、〇〇さんの住まい方、子供の遊び、商店街マップ…何でもいい」⁴⁴⁾といった地元のもので、地元の人が面白いと思ったものであれば、その他、特に基準はない。専門家や外部の視点を入れていくことで、ある程度客観的な判断が加わるかもしれないが、文化資源としての基準としては、難しい点がある。しかし、この地元学の外部の視点と内部の視点という考え方は、応用可能といえる。

また、地域にはまちづくり団体が複数存在することもある。それぞれのまちづくり団体、もしくは個人の活動が盛んにおこなわれ、活発であるがゆえ、活動団体、個人同士の「連携不足」や「コーディネート不足」が目立つといった課題もある⁴⁵⁾。また多くの地域が平成の大合併により周辺市町村と合併したということもあり、現在も元々の市町村を越えた連携は未だ乏しいといえる。またそれら全体をコーディネートする場や機関がなく、それぞれが描く地域像を目指して活動をおこなっている状況である。地域活動の統合化という形ではなく、個々のこれまでの活動を尊重しつつ、皆が描く地域像を目に見える形にすることが重要であり、それがこれからの大きな課題といえる。

1.2.3 文化資源マネジメントを成り立たせる条件

こうした文化資源マネジメントの目的を果たすためには、どのような条件が整っている必要があるのだろうか。

実現する手段として、文化資源の①発見、②記録、③監視、④展示・解説、⑤広報・渉外、⑥環境整備、⑦教育する流れとそのサイクルを形成することが考えられる。本研究では、これを「文化資源マネジメントモデル」と称する（図3）。以下、詳しく見ていく。

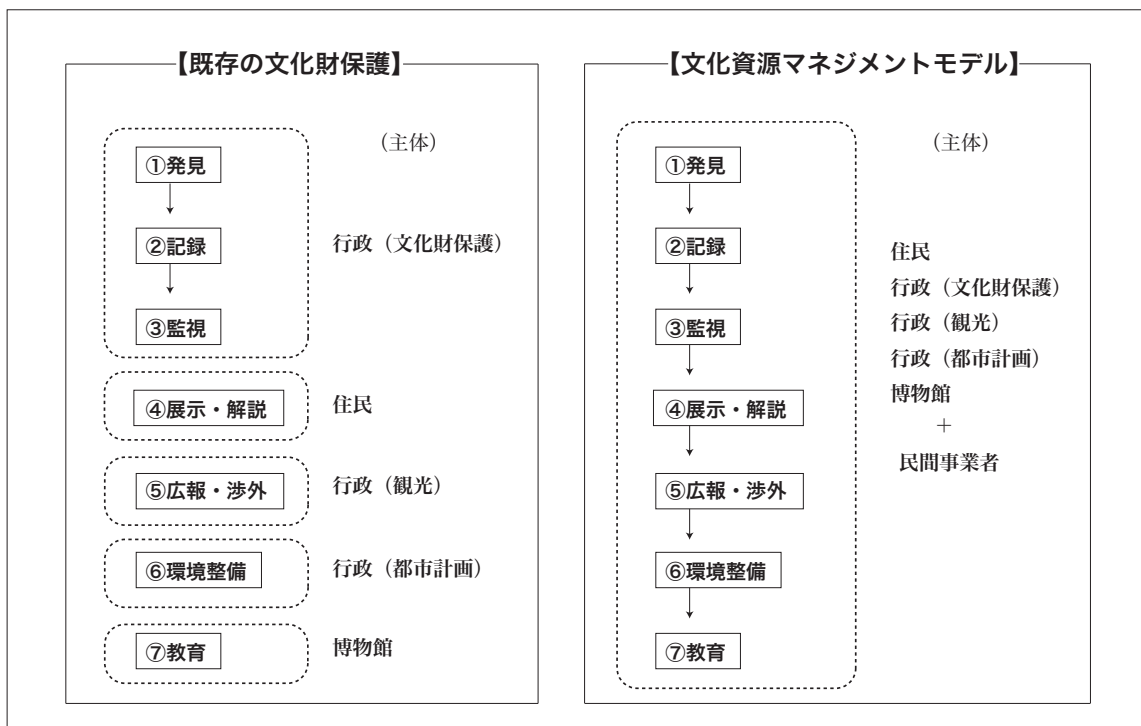


図3 既存の文化財保護概念と文化資源マネジメントモデルの概念の比較図

① 発見

発見とは、文化資源を見つけ、文化資源か否かを判断することである。もちろんそのために、調査・研究がおこなわれるべきであり、これは文化資源マネジメントの根幹をなすものとなる。

特に発見は、専門家による外からの視点と、住民による内からの視点によっておこなわれるべきであると考え。なぜならば、既存の文化財保護法による保護の課題にもあったように、専門家だけの価値付けは、住民に遺産との距離を感じさせることとなり、結果として公開活用の段階で身近なものとして活用しにくい、又は自分たちで継承していく意義が感じられなくなるといったことがあるからだ。その点、行政や博物館によらない活動においては、住民自らが文化資源を発見したことで、愛着を持ち、結果として住民の目で護られていくしくみができあがるという利点があった。しかし、住民だけで発見していくことは対象物や年代に偏りが出たり、他の地域との比較が難しい分、価値付けが困難な場合もあるという弱点も持つ。また、文化資源の専門的な知識は専門家にしか判断できないが、地域のことを最もよく知るのは昔からその地域に住んでいる住民である。そうした住民の記憶が文化資源の発見の際には欠かせないということもある。

そうしたことから、地元学のような専門家による外からの視点と、住民による内からの視点、そしてもちろん、そうした2つの視点がかみ合う場が、発見には必要となると考える。

② 記録

記録とは、文化資源の状態を記録すること、そして公開可能なデータベースを作成し、住民、市役所、来訪者、研究者等の関係者と共有することを言う。これについては、博物館の資料を整理していく際に、台帳のようなデータベースをつくり、それをもとに来訪者が専門的な知識をより分かり易く学習できるようにするための展示内容（シナリオ作り）の材料とする点などを援用している。特に本研究で必要性を述べてきた文化遺産という概念は、この博物館のシナリオに沿って展示を説明していく状況と似ている。展示内容を決定していくためには館内に存在する資料のデータベースが必要であることから、地域を対象とした場合にも同様と考えた。

そして、文化財保護法による埋蔵文化財の記録保存の考え方も援用した。発掘調査される周知の埋蔵文化財のほぼ99%は、記録保存に終わっている。これらは発掘調査することで、考古資料の無為な消失や破壊を免れているだけでなく、仮にやむを得ず破壊される場合も、移転や記録保存されることで将来への貴重な資料を体系的に残すことができている。本研究では、このような埋蔵文化財というすぐれた価値付けと保護の手法を応用し、記録という項目を設定した。

③ 監視

監視とは、文化資源の日頃のモニタリングのこと、ある一定の時期が経過した後の評価のことを指す。日頃のモニタリングについては、住民によっておこなわれるべきであり、既存のまちづくり団体の活動で、住民自らが文化資源を発見したことによって、愛着が生まれ、自ずと監視役になるという実践事例からも分かるように、本研究の言う文化資源マネジメントのしくみであれば、可能ではないかと考える。監視をおこなう際には、文化資源の状態を記述するカルテを使用する。

一方、一定時期が経過した後の評価は、伝建制度の国に選定されてから約10年が経過した後、必要に応じて見直し調査が行われるのを援用している。文化資源マネジメントの実施状況の評価や見直しをする。例えば、来訪者に対するアンケート等を行い、顧客満足度を把握したり、文化資源の登録数、利用数（稼働率）について評価する。他には、イベントの実施数、利用数等についても評価をおこなう。

④ 展示・解説

展示・解説とは、文化資源を観光等、経済的な意味で活用する外への展示・解説と、住民へ教育的な意味で活用する内への展示・解説の両方を指す。経済的な意味で外へ展示・解説するという考えは、地域に潤いをもたらすが、これら展示の多くが市民の所有であるため、与えられた空間、時間、予算等を鑑みて、可能な範囲で行う。また、住民への教育的な意味での内への展示・解説は、博物館の教育・普及の理念に基づいている。住民自らが地域をもう一度見直し、再発見することが、最も文化資源の保護への近道だと考えるからである。

⑤ 広報・渉外

文化資源を、広く多くの目にさらすことによって、住民の愛着意識を高めていくのであれば、リピーターのみならず、新たな来訪者の獲得を積極的に図らなければならない。効果的な広報手段を常に検討し、実施と評価を繰り返し、最適な手段を求める。また資料情報、図録、紀要、調査報告などは出版及び WEB 公開し、地域に来訪する人だけでなく、世界中の人々の探求心に応える。

また、住民が所有する文化資源について情報収集を行ったり、調査研究を行ったりする際の渉外、またそれらをサテライトやスポットにするため渉外を行う。特に地元協力者との調整も含む。

⑥ 環境整備

アクセス交通整備、及び環境整備を行う。来訪者の視点に立った、総合的かつ統一感のあるデザインのサイン計画・整備を行う。また、来訪者が必要とする観光利便施設や交通、宿泊施設等の情報提供を文化資源情報の提供と連動させることが求められる。これは、旅行エージェントや地元観光事業者、マスコミ等との連携を図りながら進め、提供する情報は常に最新で正しいものに更新していく。

⑦ 教育

教育とは、ホスト＝主（あるじ）としての住民への教育である。主としての住民は、来訪者の興味を引き出し、来訪者自ら学ぶ姿勢を獲得させるよう努めていかなければならない。その為に主としての住民は、まず、文化資源マネジメントの流れをきちんと理解し、来訪者の興味を引き出す能力を身につける必要がある。

この7つの要素が文化資源マネジメントを展開していく上で必要であり、さらには、これらは常に繰り返し、サイクルとして行われる必要がある。

では次に、このような流れで文化資源マネジメントを展開していく上での条件を以下、考えていきたい。まず、条件1) 文化遺産が1つ以上あり、それを証拠付ける文化資源が不足なく存在すること。つまり、対象地内に語ることのできるストーリーが1つでもあり、そのストーリーを説明できる文化資源が不足なく存在することが、まず1つめの条件である。そして、条件2) 文化資源を継承していきたいという意思がある地域であること。この意思は1人だけの思いではなく、団体やグループ等の複数の意見であったり、行政の方向性のことを指す。

これら2つの条件をクリアする地域において、本研究が提示する文化資源マネジメントが展開できると考える。

1.3 文化資源マネジメント手法としてみたエコミュージアム

1.3.1 博物館学からみるまちづくり手法としてのエコミュージアム

エコミュージアムは博物館かという設問をよく耳にするが、エコミュージアムは、名前の通り正真正銘の博物館であり、日本では、野外博物館に分類される⁴⁶⁾。野外博物館でないものは、一般的に人々が思う博物館である建物博物館である。

エコミュージアム概念の創成は、スウェーデンの「スカンセン野外博物館」の生活史復元運動の展示手法である生活全体を包括的表現するということにヒントを得ている⁴⁷⁾。これは、これまでの建物博物館の屋根を取り払い、野外を博物館にしたものであった。つまり博物館学の①収集・整理、②保存、③調査研究、④展示・公開という流れにのっとったものであり、単に野外民家移設博物館や動物園のように収集してきたものを建物内ではなく、野外に展示するというものであった。これを博物館学では、野外博物館の収集・保存・展示型と呼んでいる³⁸⁾。そしてもう一つは、遺跡公園や天然記念物、町並み保存のように存在している現地で保存解説する、野外博物館の現地保存解説型というものがある。博物館学上の分類では、エコミュージアムは収集・保存・展示型、現地保存解説型の両方に属するとされており、海外事例の多くが収集・保存・展示型である一方、実際、近年展開されている日本のエコミュージアム事例の多くは現地保存解説型博物館に分類される⁴⁶⁾。その理由として、日本でのエコミュージアム紹介のされ方やその時代背景が大きく影響していることが挙げられる。

日本で最初にエコミュージアムを「環境博物館」と訳して紹介したのは、1972年の鶴田総一郎である。しかし、この時は、環境に関するエコロジーの博物館として紹介されたことから、科学系博物館の関係者にしか知らされることがなかった⁴⁷⁾。その理由として、もともとエコミュージアムの言葉が、エコロジーとミュージアムの合成語であったからだ。本当は、エコロジーという言葉には、ヒューマン・エコロジーという単なる生物生態系の学術的表現のエコロジーではなく、それにとどまるものではなかったが、このエコミュージアムの用語がつくられた1971年の翌年に国連人間環境会議を控えており、当時の環境問題に対する関心の高まりからキャッ

チフレーズとして一種の流行語をつくろうという政策的、操作的な意図があったようである⁴⁷⁾。

現在のようなまちづくり手法として認知されるようになったのは、1987年に新井重三が「生活・環境博物館」という訳語で日本に広めてからである。新井は、エコミュージアムの提唱者であるジョルジュ・アンリ・リヴィエールの言葉を「地域社会の人々の生活と、その自然環境、社会環境の発展過程を史的に探求し、自然遺産および文化遺産を現地において保存し、育成し、展示することを通じて、当該地域社会の発展に寄与することを目的とする博物館である」と説明した⁴⁸⁾。これが当時、日本国内で、1970年代から歴史的な町並み保存運動が住民からおこり、点から面へという考え方に移行しつつあったことや、指定文化財だけでなく地域の生活文化の保護が求められるようになってきたこと、そして、自然保護運動においても、貴重な動植物だけでなく生態系の保護が求められるようになったことといった時代背景と合致し、一気にまちづくり手法としてエコミュージアムが取り入れられるようになったといえる⁴⁶⁾。

博物館の種類には、人文系博物館（芸術系・歴史系・その他）と自然科学系博物館（自然系・科学系・産業系）と人文・自然系総合博物館（地域博物館や郷土博物館等が例）がある³⁸⁾。この種類の分類の仕方は、建物博物館においても、野外博物館においても同じである。エコミュージアムは、野外博物館の人文・自然系総合博物館と位置づけられている。そういった観点からみても、対象物が多種多様であり、まちづくり手法として用いられる理由の一つと言える。

このように博物館学という視点からみた場合、エコミュージアムが人文・自然系総合博物館として位置づけられている点や、野外博物館である点において、まちづくり手法として有効であろうと言える。

1.3.2 定義からみるエコミュージアム概念

エコミュージアム概念を定義付けるものとして、ジョルジュ・アンリ・リヴィエールの「エコミュゼの発展的定義」⁴⁸⁾、仏文化省による「エコミュゼ組織原則（通称、エコミュゼ憲章）」⁴⁹⁾がある。しかし、どちらを見てもエコミュージアムとは何かが簡潔に述べられているわけではない。エコミュージアムとは何かということや、条件が提示されているというよりは、むしろ、どのように展開するのが示されている。こうした書き方になる理由の一つには、エコミュージアムを用いて実現しようとする目的がそれぞれに異なるからこそ、具体化されないのではないだろうか。リヴィエールの発展的定義の第一行目にも「エコミュゼは、行政当局と住民がともに構想し、作り上げ、活用する手段である。」と書かれていたり、その他にも「それは人と自然との表現」や「それは保存機関」などと記してあることから、エコミュージアムは手段なのであろう。そうであるならば、やはりそれぞれに異なる目的を実現するためにエコミュージアムが手段として用いられるのであろう。

リヴィエールは、エコミュージアムは、時代とともにたゆまず発展していくものであるとも言っている⁴⁸⁾。発展していくということは、言い換えれば、良い方向へと変化していくことである。エコミュージアムは、時代とともにだけでなく、目的によっても変化していく、応用可能な定義付けなのであろう。

こうしたエコミュージアムの定義を何とか解釈しようと試みた研究者たちがいる⁴⁷⁾。代表的な者として、まず、リヴィエールの発展的定義を解釈し、10項目の特色を挙げたA. ジュベール。次に、既存の博物館や地域活動の類似概念との関係においてエコミュージアムを整理し3つの要素（博物館としての活動／地域内遺産の現地

表6 エコミュゼの組織原則（通称：エコミュゼ憲章）の定義⁴⁹⁾

第1条：

エコミュゼは、ある一定の地域において、住民の参加によって、その地域で受け継がれてきた環境と生活様式を表す自然・文化財産を総体にして、恒久的な方法で、研究・展示・活用する機能を保障する文化機関である。

表7 エコミュゼの発展的定義⁴⁸⁾

エコミュゼは、行政当局と住民がともに構想し、作り上げ、活用する手段である。行政当局は、専門家とともに、便宜を図り、財源を提供する。住民は、各自の興味にしたがって、自分たちの知識や取り組み能力を提供する。

それは、こうした住民が自らを認識するために見つめ合う鏡。そこで住民は、自分たちが繋ぎ止められている地域の説明を、また、世代の連続性や非連続性を通じて、前世代の住民の説明に結びつく説明をしようと努める。それはこうした住民が、自分たちをより良く知ってもらうために、自らの仕事やふるまい、内面性に誇りをもって来訪者に差し出す鏡である。

それは人と自然との表現。そこで人は自然的環境界のうちに解釈される。そして自然は、伝統的社会と産業社会が自分たちの持つイメージに自然を適合させたように、その原初状態において解釈される。

それは時間の表現。説明は人が出現した時代の手前にまで遡り、人が生きた先史時代・歴史的時代を通して広がり、人が生きている現代に至る。きたるべき時代に開かれ、それでいてエコミュゼは決定機関気取りをすることなく、現行のように情報伝達や批評的分析の役割を担う。

それは空間の解釈。そこは、歩みを止めたり、散策したくなるような特権的空間である。

それは研究所。エコミュゼが外部の研究機関とも協力して、住民とその環境界の歴史的・同世代的研究に貢献し、この分野における専門家の養成を奨励する限りにおいて。

それは保存機関。エコミュゼがその住民を研究・保存活動に参加させたり、住民に自らの未来の諸問題をよりよく把握するように促せる限りにおいて。

この研究所、この保存機関、この学校は、共通に原理から着想されている。それらの機関が引き合いに出す分かは、そのもっとも広い意味において理解されるべきで、それらの機関は、いかなる住民の層から発せられた表明であれ、芸術的表現や文化の尊厳を知らしめるように努めねばならない。多様性には限界がないが、それほどまでに資料はある標本から他の標本にかけて異なっている。それらの機関は自らのうちに閉じこもることなく、受け入れかつ与えていかねばならない。

保全／住民の主体的)を挙げた大原一興。そして、3つの要素(①活動の行われる場・容器・構造／②活動の対象・内容／③それにかかわる人間・博物館活動の主体と容体)によって従来の博物館との比較を試みたH.ドヴァリーン、そのH.ドヴァリーンがエコミュージアム＝領域＋遺産＋記憶＋住民であると言ったのに対し、エコミュージアム＝領域＋遺産＋地域特性＋年長者＋地域住民＋記憶の収集であると具体化したR.リヴァール。さらに、エコミュージアムを運動論的に捉え、6つの段階を持つと提唱したP.メランや、現在日本に定着しつつある、エコミュージアムの形態であるコア博物館／サテライト／ディスカバリー・トレイルを図式化し、ひとつの地域の中に産業遺産、自然遺産、文化遺産があるのだということを説明した新井重三がいる。

このように、エコミュージアムにはさまざまな解釈・定義があるのが現状であるといえよう。しかし、彼らの中にも共通認識していることはあるはずである。それを導くため、次の1.3.3では、実践事例を分析した。

1.3.3 実践事例からみるエコミュージアムの共通認識

2002年、西山は国内外のエコミュージアム事例を分析した上で、エコミュージアムの共通認識は、テリトリー（領域）を持つ、テーマ（主題）を持つ、現地で本物を保存する、最初の客は地域住民であると述べている⁵⁰⁾。本研究では、これら4点をもとに、実践事例の分析をおこなった。その結果、同様に4点がおよその共通認識が得られていたため、以下のようにまとめた。

- ① 住民が主体（主役）である
- ② 厳然とした博物館活動であり学術的・科学的に研究された資料を扱う
- ③ 資料は基本的に現地でありのままだに展示・保存する
- ④ テーマに沿って名付けられるテリトリーを持つ

という4点に関しては共通認識が得られていると言ってよい。

ここで言う「テリトリー」とは、エコミュージアムが展開される（計画）範囲を指す。欧州や日本の事例を見ても、川を軸とした流域や溪谷、丘陵周辺地域といった、かつてある一定の文化や産業が栄えた地理的まとまりをテリトリーとしているものや、あるテーマに沿って複数の市町村に跨がるものなどもあるが、多くのエコミュージアムは各々の行政区域を対象として展開している。また、これに、

- ⑤ コア／サテライト／ディスカバリー・トレイルという
「エコミュージアムシステム」を持つ

という要件を加える考え方もあり、本研究ではこの5点目を加えた。カナダのケベック州モンリオールにある「フィエール・モンド・エコミュゼ」やフランスのアルザス地方にある「アルザス・エコミュージアム」等は、規模の小ささや、見どころの少なさなどから、コア／サテライト／ディスカバリー・トレイルのしくみを持たない^{46), 47), 48)}。しかし、コアの役割を担っている施設や、数は少ないが、サテライトと同じ機能を持ったものは存在しており、完全にコア／サテライト／ディスカバ

リー・トレイルの機能がないわけではないことから、本研究では、5点目に加えることとした。

この場合の「コア」とは、図4のように、エリア内の情報（資料的・観光的〔宿泊・アクセス・飲食等の情報〕）を収集・発信する場所を指す。来訪者は、まずコア博物館でその地域の情報を収集し、展示されている本物を見に現地へ赴く。「サテライト」とは、現地に展示されている資料そのものを指す。それは博物館の形態をとる場合もあり、歴史的な建築物であったりする場合もあるが、有形とは限らず無形の場合や動産の場合もある。無形の場合は、解説者が配されていたり、看板などで説明されている例など様々である。「ディスカバリー・トレイル」とは、それらコア博物館とサテライト、あるいはサテライトとサテライトを結ぶ一つのストーリーを理解するための散策路を指す。山口県萩市もヨルダンハシミテ王国サルト市も、この①～⑤の5つの定義に則っている。こうしたエコミュージウム概念が、「文化資源マネジメント」をおこなっていく上で、どのように作用しているのか、またなぜエコミュージウム概念と結合するに至ったのかを明らかにし、「文化資源マネジメント」手法としての「エコミュージウム」の可能性を論ずる。

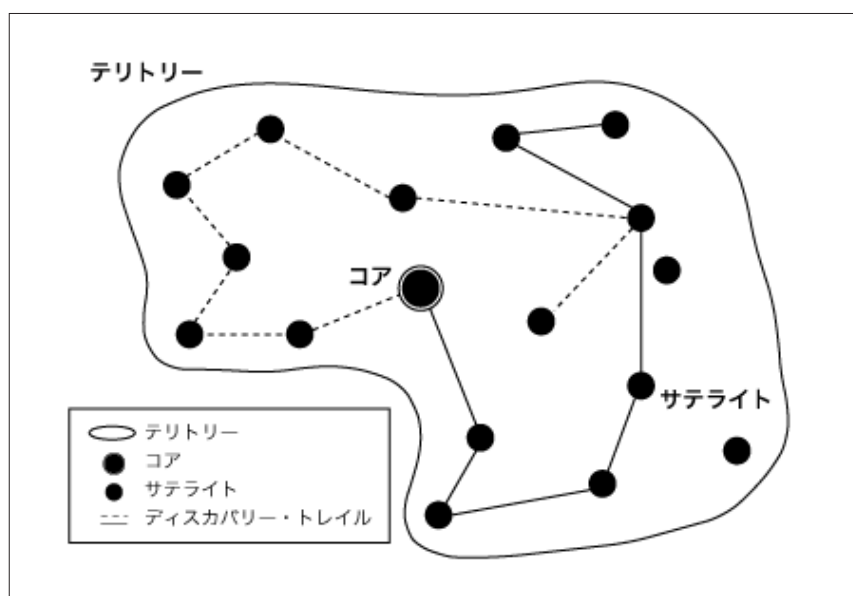


図4 コア／サテライト／ディスカバリートレイルを持つ一般的なエコミュージウムの概念図

1.3.4 従来の文化財保護の課題からみるエコミュージアムの可能性

1.2.2 においては、従来の文化財保護法に基づいた保護、博物館における資料の保護、行政や博物館によらない保護活動から、文化資源マネジメントの可能性を導くために分析を行い、以下の課題3点を挙げた。

【3つの課題】

課題1) 専門家と住民の関わり方

課題2) 指定文化財や博物館資料と地域のまちづくりとの関わりが薄い

課題3) 複数のまちづくり団体、個人、行政、博物館など、まちづくりに関わるステイクホルダーの連携不足、コーディネーター役がない

この3つの課題をもとに、文化資源マネジメントにおけるエコミュージアムの有効性を検証する。先に述べた1.3.3のエコミュージアムの共通認識である①～⑤は、もちろん文化資源マネジメントを展開するために設定されたものではない。しかし、①住民が主体（主役）であるというのは、これまでの文化資源の保護において課題1)として挙げられた、専門家と住民の関わり方を変える手段となるかもしれない。なぜならば、これまで文化財保護法においても、博物館においても、専門性が強すぎ、住民が距離を感じるが多かった。文化資源マネジメントの目的が、住民の手で文化資源や文化遺産を拾い上げ、可能な限り住民や民間、行政を含む社会全体でそれらをマネジメントしていくことで文化財保護をめざすことであることであり、文化資源を展開していく上での条件としても、条件2) 文化資源を継承していきたいという意思がある地域であることが入っていた。住んでいる住民が文化資源を継承していきたいという意思が文化資源マネジメントを動かしていく。そうした場合、住民が主体（主役）であるというのは、文化資源マネジメントにおいても大変重要となる。

つぎに、②厳然とした博物館活動であり学術的・科学的に研究された資料を扱うであるが、これは、文化資源を扱う上で絶対条件であるといえる。1.1で文化資源概念について述べてきたが、最も重要な基準は地域のオーセンティシティを証明でき

ることである。学術的・科学的に研究される資料は本物であるだろう。

そして、③資料は基本的に現地でありのままに展示・保存するについては、文化資源を生かしたまちづくりにおける課題2)や3)を手助けしてくれるものとなるだろう。現地保存をおこなうというのは、言い換えれば、従来の博物館という建物から飛び出し、地域を屋根のない博物館にするということである。博物館の学芸員だけでは、博物館という建物から対象を地域にすることは難しい。しかし、こうしたエコミュージアムという取り組みの中で、地域を屋根のない博物館にし、まちづくりと博物館活動を結びつけることは可能となるだろう。

また、④テーマに沿って名付けられるテリトリーを持つというのは、文化資源マネジメントの文化遺産概念そのものであり、分かり易い解説や教育が可能となるだろう。

最後に⑤コア／サテライト／ディスカバリー・トレイルという「エコミュージアムシステム」を持つというのは、課題2)や3)を手助けするかもしれない。なぜならば、コアがコーディネーター的役割を果たし、これまでのまちづくり団体の活動がサテライトになったりすることも可能であるし、指定文化財や博物館がサテライトになることも可能であるからだ。また、地域の文化や習慣を来訪者に対し説明する場を設けることで、世界中で起きているような、観光客が現地の文化や習慣を知らないことで起こるトラブルも少なくなるだろう。

こうした理由から、文化資源マネジメント手法としてエコミュージアムが使えるのではないかと考えるが、実際、エコミュージアムが、文化資源マネジメントをおこなっていく上でどのように作用しているのかは、第4章にて、事例研究をおこなう。

参考文献

- 1) 吉村重昭：文化遺産データベース構築に向けた景観要素の変容に関する研究 山口県萩市を対象として,2005
- 2) 日本政府文化庁：世界遺産条約 世界遺産一覧表記載推薦書「石見銀山遺跡とその文化的景観」,2006
- 3) 総務省：総務省法令データ提供システム「文化財保護法（最終改正：平成十九年三月三〇日法律第七号）」,2010,12,1 データ
- 4) 中村賢二郎：文化財保護制度概説,ぎょうせい,2002,5
- 5) 白神博昭,西山徳明：「空間文化財」の位置付けと抽出に関する研究 - 太宰府市における「空間文化財」に関する研究 その1-,日本建築学会九州支部研究報告第42号,2003,3
- 6) Thomas F. King: Cultural Resource Management, 2002
- 7) Charles R. McGimsey III on Cultural Resource Management: CRM on CRM, 2004
- 8) 河合正一,沢辺保美,星修：アメリカ合衆国に於ける歴史遺産保存 - その1 連邦政府による法整備と保存理念の確立,日本建築学会大会学術講演梗概集（近畿）,昭和55,9
- 9) 関雄二：総合研究大学院ジャーナル5号,Part2 文化人類学の最前線,歴史遺産の保存と「開発」,2004
- 10) 考古学研究会：考古学研究第19巻 第4号,pp103-114,田中琢,遺跡の保護（1）,1973,4
- 11) 考古学研究会：考古学研究第20巻 第1号,pp108-120,田中琢,遺跡の保護（2）,1973,8
- 12) 考古学研究会：考古学研究第20巻 第2号,pp74-84,田中琢,遺跡の保護（3）,1973,12
- 13) 考古学研究会：考古学研究第20巻 第3号,pp82-90,田中琢,遺跡の保護（4）,1974,2
- 14) 考古学研究会：考古学研究第21巻 第2号,pp82-96,田中琢,遺跡の保護（5）,1974,9
- 15) 白神博昭,西山徳明,田井雅之：歴史的都市における空間情報管理システムに関する研究,萩市における都市空間文化財の概念の適用,日本建築学会九州支部研究報告第40号,2001,3
- 16) いかにして地方都市を築くかシンポジウム実行委員会：地域の文化財 21世紀の思索,九州大学出版会,1986
- 17) 三村浩史：都市空間文化財の地理的成層分析とモデルカルチャー・デザインに関する研究,（財）住宅総合研究財団研究報告,1997
- 18) 萩市：萩まちじゅう博物館 基本計画・行動計画,2005,3
- 19) 太宰府市：太宰府市文化財保存活用計画,2005
- 20) 日本政府文化庁：世界遺産条約 世界遺産一覧表記載推薦書「日本 / 法隆寺地域の仏教建造物」,1992
- 21) 日本政府文化庁：世界遺産条約 世界遺産一覧表記載推薦書「日本 / 姫路城」,1992
- 22) 日本政府文化庁：世界遺産条約 世界遺産一覧表記載推薦書「日本 / 古都京都の文化財」,1993

- 23) 日本政府文化庁：世界遺産条約 世界遺産一覧表記載推薦書「日本 / 白川郷・五箇山の合掌造り集落」,1994
- 24) 日本政府文化庁：世界遺産条約 世界遺産一覧表記載推薦書「日本 / 原爆ドーム」,1995
- 25) 日本政府文化庁：世界遺産条約 世界遺産一覧表記載推薦書「日本 / 厳島神社」,1995
- 26) 日本政府文化庁：世界遺産条約 世界遺産一覧表記載推薦書「古都奈良の文化財」,1997
- 27) 日本政府文化庁：世界遺産条約 世界遺産一覧表記載推薦書「日光の社寺」,1998
- 28) 日本政府文化庁：世界遺産条約 世界遺産一覧表記載推薦書「琉球王国のグスク及び関連遺産群」,2000
- 29) 日本政府文化庁：世界遺産条約 世界遺産一覧表記載推薦書「紀伊山地の霊場と参詣道」,2004
- 30) 環境省：世界自然遺産候補地に関する検討会,第1回検討会資料,世界自然遺産の登録基準の概要,資料5,2003,3,3
- 31) 環境省：世界自然遺産候補地に関する検討会,第1回検討会資料,議事録,2003.3,3
- 32) ユネスコ：世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会 世界遺産センター文化庁仮訳,世界遺産条約履行のための作業指針,2005,2
- 33) 文化庁：地方公共団体からの提案書,2007
- 34) 文化庁：文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会における調査・審議の結果について,文化審議会 文化財分科会 世界文化遺産特別委員会,2007,1
- 35) 梶本祥子：歴史的都市における景観要素の把握に関する研究 萩を対象として,1999
- 36) 吉村重昭・西山徳明・仲野綾・有川智子：「萩まちじゅう博物館」における文化遺産マネジメントに関する研究 その4 文化遺産データベース構築に向けた景観要素の現状分析,日本建築学会九州支部研究報告論文集,第44号,pp.525-528,2005.
- 37) 総務省：総務省法令データ提供システム「博物館法（最終改正：平成二〇年六月一日法律第五九号）」,2010,12,1 データ
- 38) 全国大学博物館学講座協議会西日本部会編：概説博物館学,芙蓉書房出版,2002,2
- 39) 高橋信裕：地域博物館における地域学の課題と展望,文化環境研究所,文化財研究所レポート第17号,2001
- 40) 総務省：総務省法令データ提供システム「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」,2010,12,1 データ
- 41) 吉本哲郎：地元学をはじめよう,岩波ジュニア新書,2008
- 42) 鈴木裕範：地元学の理念と実際ー地域づくりのための方法論ー,経済理論 350, 87-106, 2009-07
- 43) 吉本哲郎：地域から変わる日本 地元学とは何か,社団法人農山漁村文化協会,p.191,2001
- 44) 吉本哲郎：地元学のすすめ,美しい味の日本 特集 Vol.2 日本一きれいでおいしい町 みなまた(熊本県水俣市),2007

- 45) 内子町上芳我家保存活用委員会事務局：上芳我家保存活用委員会第4回資料，上芳我家邸活用に関するヒアリング調査報告，2009,2
- 46) 日本エコミュージアム研究会編 代表著者 新井重三：エコミュージアム理念と活動 世界と日本の最新事例集，牧野出版，1997,7
- 47) 大原一興：エコミュージアムへの旅，鹿島出版会，1999,12
- 48) 丹青研究所：ECOMUSEUM - エコミュージアムの理念と海外事例報告 -，2001
- 49) フランス文化省：エコミュージアム組織原則，1981,3,4
- 50) 西山徳明：姫路観光交流促進ワークショップー観光とまちづくりー報告書，姫路市・社団法人姫路観光協会，財団法人アジア太平洋観光交流センター，p5-22,2004
- 51) 河野靖：文化遺産の保存と国際協力，風響社，1995
- 52) 白神博昭，西山徳明：都市デザインを支える概念としての「空間文化財」に関する研究，日本建築学会九州支部研究報告第41号，2002.3
- 53) WORLD HERITAGE CENTRE: Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention, UNITED NATIONS EDUCATIONAL, SCIENTIFIC AND CULTURAL ORGANISATION ,INTERGOVERNMENTAL COMMITTEE FOR THE PROTECTION OF THE WORLD CULTURAL AND NATURAL HERITAGE, 2005
- 54) 白神博昭，西山徳明：「空間文化財」の位置付けと抽出に関する研究 - 太宰府市における「空間文化財」に関する研究 その1-, 日本建築学会大会学術講演梗概集（東海），2003,9
- 55) 小川勝也，白神博昭，西山徳明：地域コンテクストに基づく農村集落の景観分析に関する研究 - 太宰府市における「空間文化財」に関する研究 その2-, 日本建築学会大会学術講演梗概集（東海），2003,9
- 56) 江副真理，白神博昭，西山徳明：門前町における「空間文化財」の抽出に関する研究 - 太宰府市における「空間文化財」に関する研究 その2-, 日本建築学会九州支部研究報告第42号，2003,3
- 57) 小川勝也，白神博昭，西山徳明：地域コンテクストに基づく農村集落の景観分析に関する研究 - 太宰府市における「空間文化財」に関する研究 その3-, 日本建築学会九州支部研究報告第42号，2003,3
- 58) 張潔一，白神博昭，西山徳明：文化財と空間計画の検証に関する研究 - 太宰府市における「空間文化財」に関する研究 その4-, 日本建築学会九州支部研究報告第42号，2003,3
- 59) 白神博昭，西山徳明：「空間文化財」の保存活用のための計画立案に関する研究 - 太宰府市における「空間文化財」に関する研究 その5-, 日本建築学会九州支部研究報告第43号，2004,3
- 60) 小川勝也，白神博昭，西山徳明：都市空間変遷の把握に関する研究 - 太宰府市における「空間文化財」に関する研究 その6-, 日本建築学会九州支部研究報告第43号，2004,3
- 61) 姉川泰久，白神博昭，西山徳明：史跡指定地における文化遺産の把握に関する研究 - 太宰府市における「空間文化財」に関する研究 その7-, 日本建築学会九州支部研究報告第43号

- ,2004,3
- 62) 白神博昭, 姉川泰久, 西山徳明: 文化遺産マネジメントによるまちづくりに関する研究 - 太宰府市における「空間文化財」に関する研究 その8-, 日本建築学会九州支部研究報告第45号, 2006,3
- 63) 姉川泰久, 白神博昭, 西山徳明: 新たな文化財概念「太宰府市民遺産」に関する研究 - 太宰府市における「空間文化財」に関する研究 その3-, 日本建築学会大会学術講演梗概集(近畿), 2005,9
- 64) 白神博昭, 姉川泰久, 西山徳明: 文化遺産マネジメントによるまちづくりに関する研究 - 太宰府市における「空間文化財」に関する研究 その4-, 日本建築学会大会学術講演梗概集(近畿), 2005,9
- 65) 姉川泰久, 白神博昭, 西山徳明: 大規模史跡を対象とした全国的事例分析 - 史跡を中心とした文化遺産マネジメントに関する研究 その1-, 日本建築学会九州支部研究報告第45号, 2006.3
- 66) 姉川泰久, 白神博昭, 西山徳明: 大規模史跡を対象とした実践的事例とその検証 - 史跡を中心とした文化遺産マネジメントに関する研究 その2-, 日本建築学会九州支部研究報告第45号, 2006.3
- 67) 河合正一, 沢辺保美, 星修: アメリカ合衆国に於ける歴史遺産保存 - その1 連邦政府の保存プログラムとその役割, 日本建築学会大会学術講演梗概集(近畿), 昭和55,9
- 68) 川村恒明監修・著、根木昭・和田勝彦編著: 文化財政策概論 文化遺産保護の新たな展開に向けて、東海大学出版会、2002,9
- 69) 井口貢: 入門 文化政策 地域の文化を創るということ、ミネルヴァ書房、2008,5

注釈

注1) 文10)～14)でもいくつかの事例が紹介されている。

注2) 考古学の分野ではそのように言われている。文章で確認できるものは、文10)～14)である。訳語として使用している。

